

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

尾道市長

市町村名 (市町村コード)	尾道市 (34205)
地域名 (地域内農業集落名)	因島地区  (イ組、ロ組、ハ組1、ハ組2、ニ組、ホ組、ヘ組、ト組、チ組、細、第1区、第2区、第3区、第4区、第5区、第6区、第7区、第8区、第9区、第10区、第11区、徳永、釜寺、山崎、大江、室陣、山口、光水、西浦、天権、仁黒鹿、新開、外浦、鏡浦、1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、9区、10区、郷1、2区、郷3、4区、江ノ内、箱崎、宇和部、赤松、塩浜、平木、長崎、荒神、安郷、島前3区、島前4区、島前5区、島前6区、占田7区、占田8区、占田9区、金山足摺、金山10区、金山18区、金山11区、金山12区、金山13区、金山14区、金山15区、金山16区、金山17区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年 2月 25日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

因島地区は、島の北東側に向島、南西側に生口島があり、それぞれ因島大橋・生口橋で結ばれている。農用地面積は659haで、内訳はほぼすべてが畑であり、野菜や果樹栽培が大半を占めている。

地区内の担い手は認定農業者等が25経営体(個人20戸、法人5組織)存在し、経営面積合計は24.66haであり、認定農業者以外の経営面積は25.21haである。両者の経営面積合計は49.87ha、農用地全体の約7.56%であり、集積は十分ではない。また、担い手の平均年齢が高く、高齢化が進んでいることから早急な後継者の確保が課題となっている。

地区内の大半は個人経営体で法人経営体は少なく、農地の集積・集約は十分ではない。また、中庄地区(一部除く)・重井地区の灌漑施設としては、県営畑地帯総合整備事業により奥山ダム等が整備され、農業用水を供給することができている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

野菜、果樹を主要作物とし、特にJA尾道市わけぎ部会、いちじく部会、因島柑橘部会、キヌサヤエンドウ部会が認証されている尾道ブランド農産物認証制度の作目(わけぎ、いちじく、はっさく、スナップエンドウ)の認知度向上により需要量の拡大につなげ、作付面積の拡大、作付者の増加を目指し、産地化を推進していく。

また、新たな認定農業者および認定新規就農者等への農地集積を進め、地域全体で農地を活用する仕組みの整備をすすめるとともに、スマート農業技術等の次世代技術を活用した地域農業を支える仕組みづくりを推進する。

農用地や農業施設等の維持・管理には、多面的機能支払交付金事業を活用し、適切な農地の維持管理を行う。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	659 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	659 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	農地中間管理機構を活用することで耕作放棄地の増加を防ぐとともに、将来的には認定農業者等の地域の中心となる担い手に対し、効率的な農地の集積・集約化を進める。さらに、尾道市農地バンクも活用し、農業委員、農地利用最適化推進委員による相談・調整体制を維持していく。 地元及び関係機関が連携をし、地域内外から新規就農者等を受け入れていくために、相談体制、支援体制を整えていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針	地域の担い手の高齢化が進んでおり、今後も経営規模を縮小または離農する農業者が増えてくると見込まれるため、所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸し付けし、その農地を担い手に集積・集約していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針	地域の意向、担い手の意向を踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	県、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合が連携し、農地の幹旋や生産技術指導等、相談から定着までの支援を行う。また、U・I・Jターン者や定年帰農者などの多様な担い手の確保を進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシの被害が拡大しないよう補助による侵入防止柵設置を推進するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には、尾道有害鳥獣捕獲班と連携し速やかに対応できる体制を構築する。

②GAPや特別栽培農産物、環境保全型農業などの取組を県やJAの取組と連携し支援をしていく。

③スマート農業技術などの新しい技術の活用による農業経営の省力化、効率化、安定化を進める。

⑤尾道果樹産地協議会の「尾道果樹産地構造改革計画」に基づき、取り組みを進める。

⑦多面的機能支払交付金事業の該当農地においては、取組組織と連携し、適切な農地の維持管理を行う。